

令和2年 第3回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月25日(水) 10:00 ~ 11:00

2 開催場所 大和村役場第1会議室

3 出席者

農業委員(5名)

1番 麓 富吉                      2番 江崎 信吾  
3番 藤村 秀久                  4番 勝 三千也  
5番 國副 ユキヨ

農地利用最適化推進委員(2名)

泉 富保                              松崎 勝彦

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議題

- (1) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
(大和地区)
- (2) 議案第5号 非農地証明願いについて(大和地区)
- (3) 議案第6号 非農地証明願いについて(大和地区)
- (4) 議案第7号 荒廃農地の非農地判断について(今里・志戸勘・名音)

日程第5 各農業委員・推進委員活動報告

日程第6 事務連絡

日程第7 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 郁島 武正

農地主事 藤村 雄樹

臨時職員 満 清久

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。  
これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。それでは3番 藤村委員，5番 國副委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

(会期の決定)

議長 日程第2 会期についてお諮りいたします。  
会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。

議長 日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。

事務局 第2回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について提案いたします。それでは、内容説明を事務局より、又現地調査報告を担当委員より説明をいたします。

事務局 それでは、議案第4号の内容説明をいたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請が3月9日にあり、同日に受け付けております。申請内容につきましては、所有権の移転であり、1. 申請人の氏名、年齢、職業及び住所は、譲渡人 ○○さん，，職業 会社員，住所 奄美市●●番地です。借人は 譲受人は ○○さん 住所 大和村●●番地です。2. 許可を受けようとする土地の所在地は、大和村●●番地 地目登記簿 田・現況 原野，外2筆で合計面積は 621㎡，対価につきましては、○○円 3. 権利を設定し、又は、移転しようとする契約の内容は、許可後、売買契約締結するとなっております。その他の内容につきましては、お手元に配布した資料のとおりでございます。

推進委員 3月23日に事務局と現地調査をしました。  
場所は、まほろば館の西側になります。村が購入している隣接農地で、基盤整備には参加されていなくて、海岸畑で風も強く台風の際は、入口の暗渠から水が逆流するということが作付けはされていなかったと思います。購入されている農地と合わせて市民農園をするということなので、問題はないと思います。以上で現地調査報告を終わります。

議長 以上で、内容説明を終わりたいと思います。  
それでは、議案第4号の件について審査及び質疑に入ります。  
何か意見、質問等はございませんか。

1番 現場の赤い枠で囲んでいるところなんですけど、まほろば館の間に緑の場所がありましたか。

事務局 まほろば館の間に緑の部分はありますね。

1番 まほろば館と隣接でしてましたよね。

事務局 はい。

1番 ここは全部、実証農園でしたか。

事務局 市民農園です。

3番 市民農園でしょ。  
計画はどんな感じで、水没するので上げるわけにはいかないでしょ。

事務局 はい。

1番 市民農園するなら早く道路側でも、埋めて防風林でも植えないと何もできないですよ。

事務局 はい。

議長 他に意見、質問等はございませんか。

委員 なし。

議長 それでは、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 同様に、日程第4 議案第5号 非農地証明願いについて提案いたします。それでは、議案第5号の内容説明を事務局担当より、現地調査報告を担当委員より内容説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第5号の内容説明をいたします。  
非農地証明願が3月12日に申請がありまして、3月13日に受け付けております。願出人 住所 大和村●●番地 氏名 ○○さん、1.証明をうけようとする土地の表示 大和村●●番地、地目 登記簿 畑 現況 原野、外1筆で合計面積が1746㎡、2.非農地に至った理由並びに現在の管理状況 耕作しなくなってから20年以上経過しており、農地への復元が困難であり、農地として利用される可能性がないためです。以上で内容説明を終わります。

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

推進委員 現地は先ほど、皆さんが確認されたとおりです。  
証明願いの2番目にもありますように、20年以上経過しており、農地として利用されていないということで、周辺の山と区別がつかない状態です。非農地証明をしても問題ないと思います。以上で現地調査報告を

議長 以上で、内容説明を終わりたいと思います。  
それでは、議案第5号の件について審査及び質疑に入ります。  
何か意見、質問等はございませんか。

1番 非農地にするのは仕方がないと思いますが、捨て土などはしないですか。何か条件付けなくてもいいんですかね。

事務局 農用地区域からは除外はしませんので。

1番 農用地区域から除外をしなければ、そういうことはできない。

事務局 はい。

3番 注意事項として、文書で出した方がいいんじゃないですか。それと、一部は農地として使うんだろうけど、近辺も車両とかゴミが置いてあるわけだから、それもちょうんと直しておかないと農道でもあるわけだから。

1番 農道は村有地でしょ。

事務局 はい。

3番 農用地区域には入ったままでいくわけだから、開発はできませんよという添付資料をつけて。

1番 違反がないように、文書を付けないといけませんよ。

事務局 はい。  
注意事項で付けたいと思います。

議長 他に意見，質問等はございませんか。

委員 なし。

議長 それでは，議案第5号 非農地証明願いについて承認することにご異議ございませんか。

委員 なし

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号 非農地証明願いについて原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 同じく、日程第4 議案第6号 非農地証明願いについて提案いたします。それでは、議案第6号の内容説明を事務局担当より、現地調査報告を担当委員より内容説明をお願いいたします。

事務局 それでは，議案第6号の内容説明をいたします。  
非農地証明願が3月12日に申請がありまして、3月13日に受け付けております。願出人 住所 大和村●● 氏名 ○○さん、1.証明をうけようとする土地の表示 大和村●●番地、地目 登記簿 畑 現況 原野、外2筆で合計面積が1841㎡、2.非農地に至った理由並びに現在の管理状況 耕作しなくなっ  
てから20年以上経過しており、農地への復元が困難であり、農地として利用される可能性がないためです。以上で内容説明を終わります。

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

推進委員 先ほどの5号議案の農地と隣接農地ですので同じでございます。

議長 以上で、内容説明を終わりたいと思います。  
それでは、議案第6号の件について審査及び質疑に入ります。  
何か意見，質問等はございませんか。

事務局 先ほどの議案と一緒に、許可をいただいた場合には、同じ条件を付けて出したいと思います。

議長 他に意見，質問等はございませんか。

委員 なし。

議長 それでは，議案第6号 非農地証明願いについて承認することにご異議ございませんか。

委員 なし

議長 異議なしと認めます。よって議案第 6 号 非農地証明願いについて原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 同じく、日程第 4 議案第 7 号 荒廃農地の非農地判断について議題といたします。それでは、議案第 7 号の内容説明を事務局担当より内容説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 7 号の内容説明をいたします。  
荒廃農地の非農地判断ということで、今里・志戸勘・名音の農地を上げています。平成 28 年度に小字ごとで何年も耕作されていない農地を非農地判断していきまして事務局としては、今後 5 年間で各集落の何年も耕作されていない B 判断の農地を非農地判断していこうと考えています。  
今年度は、今里・志戸勘・名音地区を調査しまして、1811 筆で面積が 49 ha を非農地判断しようと考えております。非農地判断をすることによって、農地台帳を整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 以上で、内容説明を終わりたいと思います。  
それでは、議案第 7 号の件について審査及び質疑に入ります。  
何か意見、質問等はございませんか。

3 番 たとえば、小字で 1 筆だけ耕作している農地があった場合には、その農地を除いてするんですか。

事務局 はい、耕作している農地を除いています。利用状況調査を基に何年も耕作されていない農地を非農地判断して農地台帳を整理していかないとはいけませんので。

1 番 農振・農用地区域からも除外したら、面積は減るんですか。

事務局 農振・農用地区域からの除外ではなくて、農地台帳からの除外になりますので、利用状況調査の面積が減ることになります。

議長 他に意見、質問等はございませんか。

委員 なし。

議長 それでは、議案第 7 号 荒廃農地の非農地判断を承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議なしと認めます。よって議案第 7 号 荒廃農地の非農地判断を承認することに決定いたしました。

議長 続きまして 日程第 5 各農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告を 1 番委員から順に活動報告をお願いいたします。

農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告

議長 以上で、活動報告を終わります。

議長 日程第 6 事務連絡で何かありませんか。

事務局 (1) 農地利用意向調査結果について  
(2) 農地利用最適化交付金について  
(3) 農業新聞代について  
(4) 改選農業委員会・農地利用最適化推進委員について

議長 日程第 7 その他で何か意見、質問等はありませんか。

・受託作業について

議長 他にありませんか。

委員 なし。

議長 ないようですので、以上で令和 2 年第 3 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

議事録署名委員

3 番委員 5 番委員